

契 約 変 更 の 内 容

施 設 名 福島地方環境事務所

業 務 名	令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業(第 3 回変更)
契約変更年月日	令和 6 年 3 月 2 8 日
業 務 場 所	中間貯蔵施設外
契 約 業 者 名	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目 1-18 ヒューリック虎ノ門 10 階
工 期 (自)	令和 4 年 1 1 月 1 8 日
工 期 (至)	令和 6 年 3 月 2 9 日
業 務 概 要	令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業で扱う除去土壌は、中間貯蔵施設内において一定の再生資材化処理が施された低濃度 (8, 000 Bq/kg 以下) の除去土壌 (以下「再生資材」と言う。) の再生利用に関する実証事業となる。このため、再生資材を活用するための品質調整処理や輸送方法等の課題があり、本事業においては、現地制約条件の下で、最適な品質調整処理の設備配置・設備性能、品質調整方法、放射能濃度測定方法、輸送方法及び被ばく低減方策等、再生資材を活用する技術開発を進めることを目的とする。
契 約 金 額	金 5 4 1, 2 0 0, 0 0 0 円 (消費税込)
変更後の契約金額	金 2 1 2, 3 0 0, 0 0 0 円 (消費税込)
変 更 理 由	福島県外 3 箇所における実証事業について工期内に進める事が困難となったための減、また、福島県内に於ける新たな検討業務が追加変更となった。

契 約 変 更 の 内 容

施 設 名 福島地方環境事務所

業 務 名	令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業(第 2 回変更)
契約変更年月日	令和 5 年 5 月 2 4 日
業 務 場 所	特記仕様書のとおり
契 約 業 者 名	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目 1-18 ヒューリック虎ノ門 10 階
工 期 (自)	令和 4 年 1 1 月 1 8 日
工 期 (至)	変更前：令和 5 年 5 月 3 1 日 変更後：令和 6 年 3 月 2 9 日
業 務 概 要	令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業で扱う除去土壌は、中間貯蔵施設内において一定の再生資材化処理が施された低濃度 (8, 000 Bq/kg 以下) の除去土壌 (以下「再生資材」と言う。) の再生利用に関する実証事業となる。このため、再生資材を活用するための品質調整処理や輸送方法等の課題があり、本事業においては、現地制約条件の下で、最適な品質調整処理の設備配置・設備性能、品質調整方法、放射能濃度測定方法、輸送方法及び被ばく低減方策等、再生資材を活用する技術開発を進めることを目的とする。
契 約 金 額	金 5 4 1, 2 0 0, 0 0 0 円 (消費税込)
変更後の契約金額	金 5 4 1, 2 0 0, 0 0 0 円 (消費税込)
変 更 理 由	再生資材の輸送に関する技術的検討において、作業における課題への対応等に不測の日数を要するため、履行期限を令和 5 年 5 月 31 日から令和 6 年 3 月 29 日に変更するもの。

様式 4 号

契 約 変 更 の 内 容

施 設 名 福島地方環境事務所

業 務 名	令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業(第 1 回変更)
契約変更年月日	令和 5 年 3 月 2 2 日
業 務 場 所	特記仕様書のとおり
契 約 業 者 名	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目 1-18 ヒューリック虎ノ門 10 階
工 期 (自)	令和 4 年 1 1 月 1 8 日
工 期 (至)	変更前：令和 5 年 3 月 2 8 日 変更後：令和 5 年 5 月 3 1 日
業 務 概 要	令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業で扱う除去土壌は、中間貯蔵施設内において一定の再生資材化処理が施された低濃度 (8, 000 Bq/kg 以下) の除去土壌 (以下「再生資材」と言う。) の再生利用に関する実証事業となる。このため、再生資材を活用するための品質調整処理や輸送方法等の課題があり、本事業においては、現地制約条件の下で、最適な品質調整処理の設備 配置・設備性能、品質調整方法、放射能濃度測定方法、輸送方法及び被ばく低減方策等、再生資材を活用する技術開発を進めることを目的とする。
契 約 金 額	金 5 4 1, 2 0 0, 0 0 0 円 (消費税込)
変更後の契約金額	金 5 4 1, 2 0 0, 0 0 0 円 (消費税込)
変 更 理 由	実証事業計画に関する調整に相当な時間を要する見込みとなったため、令和 5 年 2 月 3 日から令和 5 年 3 月 28 日までの間、業務の一部一時中止の必要が生じた。 このことから、事業完了年月日の令和 5 年 3 月 28 日を令和 5 年 5 月 31 日まで工期を延期する必要が生じた。

様式3号

契 約 の 内 容

施 設 名 福島地方環境事務所

業 務 名	令和4年度除去土壌再生利用技術等実証事業
契 約 年 月 日	令和4年11月18日
契 約 方 法	随意契約
業 務 場 所	特記仕様書記載内容のとおり
契 約 業 者 名	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門一丁目 1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階
工 期 (自)	令和4年11月19日
工 期 (至)	令和5年3月28日
業 務 概 要	令和4年度除去土壌再生利用技術等実証事業で扱う除去土壌は、中間貯蔵施設内において一定の再生資材化処理が施された低濃度(8,000 Bq/kg以下)の除去土壌(以下「再生資材」と言う。)の再生利用に関する実証事業となる。このため、再生資材を活用するための品質調整処理や輸送方法等の課題があり、本事業においては、現地制約条件の下で、最適な品質調整処理の設備配置・設備性能、品質調整方法、放射能濃度測定方法、輸送方法及び被ばく低減方策等、再生資材を活用する技術開発を進めることを目的とする。
契 約 金 額	金541,200,000円(消費税込)
予 定 価 格 (随意契約の場合)	金541,794,000円(消費税込)

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

業 務 名	令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業
契 約 業 者 名	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合
随意契約理由	<p>福島県内の除染等により生じた除去土壌等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第 3 条第 2 項において、「国は、（中略）中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」とされている。除去土壌等の県外最終処分に向けては、必要な規模の最終処分場の確保等の観点から、除去土壌等の減容が重要な取組の一つである。除去土壌の再生利用については、これまで除染・減容技術等実証事業及び除去土壌再生利用技術等実証事業で実証・評価してきたが、除染後に各仮置場に仮置された除去土壌を用いて実施してきた。令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業では、中間貯蔵施設内において一定の再生資材化処理が施された低濃度（8, 000 Bq/kg 以下）の除去土壌（以下「再生資材」と言う。）を用いて再生利用の実証事業を行うこととなるため、再生資材を活用するための品質調整処理や輸送方法等の検討課題がある。本事業においては、再生資材を活用する技術開発を進める上で、現地制約条件の下で、最適な品質調整処理の設備配置・設備性能、品質調整方法、放射能濃度測定方法、輸送方法及び被ばく低減方策等の検討が必要となるが、事業者が提示する技術に応じて、調達価格及び業務の成果に相当程度の差異が生ずる。このため、実施手法を特定せず民間の企画提案による方が、予算の範囲内で最大限の効果を期待できる。これに加え、本業務の実施に当たっては、駐車場建設工事等向け土木資材としての要求品質に関する専門的知識や、放射性物質の取扱い、土木施工に関する能力を必要とするので、民間の有する知識や創意工夫を幅広く求め、本業務の実施にふさわしい知識や能力を有する者を選定し業務を実施することとし、複数の者に企画書等の提出を求め、最も優秀な企画書等を提出した者を契約相手方として選定する方法が最も有効である。よって、再生資材を有効活用するための土壌の分別技術等は、多種多様に想定され、「業務の概要」に基づいて事業者が業務に要する費用を推計することは困難であるため、総合評価落札方式による一般競争入札によることができず、企画競争方式により企画書を募集したところである。公募においては、有効な応募者は 1 者であった。当該業務に係る企画提案書等の審査を行った結果、除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合は評価基準を満たしており、本業務における契約相手としてふさわしい者と判断し、除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合の企画書等を選定した。このため、除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合を本業務の契約相手方として選定し、会計法</p>

	第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。
--	--------------------------------------